

6 参考資料

- (1) 奄美群島振興開発特別措置法及び同法施行令(抜粋)
- (2) 奄美群島振興開発基本方針関係資料
- (3) 奄美群島振興開発計画のポイントについて

6 参考資料

(1) 奄美群島振興開発特別措置法及び同法施行令（抜粋）

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年六月二十一日法律第百八十九号）

最終改正：平成二二年五月二八日法律第三七号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

第二章 奄美群島振興開発計画等

（基本方針）

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、奄美群島の振興開発を図るため、奄美群島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 奄美群島の振興開発の意義及び方向に関する事項
- 二 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項
- 三 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項
- 四 観光の開発に関する基本的な事項
- 五 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項
- 六 生活環境の整備に関する基本的な事項
- 七 保健衛生の向上に関する基本的な事項
- 八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
- 九 医療の確保等に関する基本的な事項
- 十 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
- 十一 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項
- 十二 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
- 十三 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
- 十四 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項
- 十五 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下単に「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項
- 十六 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に関する基本的な事項

3 基本方針は、奄美群島が我が国の自然環境の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っていることにかんがみ、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような

振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

- 4 基本方針は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
- 5 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 6 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(振興開発計画)

第三条 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めなければならない。

- 2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項
 - 二 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項
 - 三 観光の開発に関する事項
 - 四 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する事項
 - 五 生活環境の整備に関する事項
 - 六 保健衛生の向上に関する事項
 - 七 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
 - 八 医療の確保等に関する事項
 - 九 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項
 - 十 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項
 - 十一 教育及び文化の振興に関する事項
 - 十二 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
 - 十三 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項
 - 十四 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に関し必要な事項
- 3 振興開発計画は、奄美群島内の島ごとの地理的及び自然的特性、人口及び産業の集積の状況その他の特性に応じた振興開発が図られるよう定めるものとする。
- 4 振興開発計画は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
- 5 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島内の市町村に対し、当該市町村に係る振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならない。この場合において、当該求めを受けた市町村は、単独で又は共同してその案を作成し、及び提出することができる。
- 6 鹿児島県は、前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

- 7 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 8 鹿児島県は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。

第四条・第五条 削除

(特別の助成)

第六条 振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。

- 2 前項に規定する事業に要する経費に対する他の法令（当該事業が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）第二条第二項に規定する開発指定事業に相当するものである場合には、当該事業については、同法の規定の適用があるものとした場合における同法を含む。）の規定による国の負担又は補助の割合が、前項の政令で定める割合を超えるときは、当該事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。
- 3 国は、振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。
- 4 第一項に規定する事業に要する経費につき、第一項及び第二項の規定による国の負担又は補助の割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で必要な特例を定めることができる。
- 5 国は、第一項及び第三項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。
- 6 奄美群島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和三十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

(地方債についての配慮)

第六条の二 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こ

す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(医療の確保等)

第六条の三 鹿児島県は、奄美群島における医療を確保するため、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健師による保健指導等の活動
 - 五 医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、その輸送中に医療を行う体制を含む。第七項において同じ。）の整備
 - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 鹿児島県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 医師又は歯科医師の派遣
 - 二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療
- 3 国及び鹿児島県は、無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師（第七項において「医師等」という。）の確保その他無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。
- 4 鹿児島県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。
- 5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
- 6 国及び鹿児島県は、奄美群島における医療を確保するため、市町村が振興開発計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。
- 7 国及び地方公共団体は、奄美群島内の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(交通の確保等)

第六条の四 国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

(農林水産業の振興)

第六条の五 国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について

適切な配慮をするものとする。

(就業の促進)

第六条の六 国及び地方公共団体は、奄美群島の住民及び奄美群島へ移住しようとする者の奄美群島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第六条の七 国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(高齢者の福祉の増進)

第六条の八 国及び地方公共団体は、奄美群島における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実等)

第六条の九 国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第六条の十 国及び地方公共団体は、奄美群島において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(地域間交流の促進)

第六条の十一 国及び地方公共団体は、奄美群島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していること等の特性があることにかんがみ、国民の奄美群島に対する理解と関心を深めるとともに、奄美群島の活性化に資するため、奄美群島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)

第六条の十二 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、奄美群島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成並びに奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における緊密な連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第六条の十三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、次に掲げる措置を講じた場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（第二号に規定する事業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 奄美群島内において次に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置（ホに掲げる事業の用に供するものを除く。）若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さないこと。

イ 製造の事業

ロ 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて総務省令で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業

ハ ロに規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業

ニ 奄美群島において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に奄美群島以外の地域の者に販売することを目的とする事業

ホ 旅館業（下宿営業を除く。）

二 奄美群島内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さないこと。

三 前二号に規定する者について、これらの規定に規定する地方税に係る不均一の課税をすること。

第三章 奄美群島振興開発審議会

（奄美群島振興開発審議会の設置及び権限）

第七条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項その他奄美群島の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、国土交通省に奄美群島振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、奄美群島の振興開発に関する重要事項につき、国土交通大臣、総務大臣又は農林水産大臣に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）

第八条 審議会は、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長及び学識経験のある者につき、国土交通大臣が任命する委員十一人以内で組織する。

- 2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 前各項に定めるものの外、審議会の議事、運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金

第一節 総則

(目的)

第九条 独立行政法人奄美群島振興開発基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

(名称)

第十条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人奄美群島振興開発基金とする。

(基金の目的)

第十一条 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

(事務所)

第十二条 基金は、主たる事務所を奄美群島に置く。

(資本金)

第十三条 基金の資本金は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十一号）附則第六条第六項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

- 2 基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、基金に出資することができる。

第二節 役員及び職員

(役員)

第十四条 基金に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

- 2 基金に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第十五条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。

- 2 通則法第十九条第二項 の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項 の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

第十六条 役員任期は、二年とする。

第三節 業務等

(業務の範囲)

第十七条 基金は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。
- 二 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者（次号に規定する事業者を除く。）で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。
- 三 奄美群島において振興開発計画に基づく事業（奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。）を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十八条 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第一号から第三号までに掲げる業務（債務の保証の決定又は貸付けの決定を除く。）及びこれらに附帯する業務の一部を政令で定める金融機関（債権の回収に係るものにあつては、政令で定める金融機関及び債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項 に規定する債権回収会社）に委託することができる。

- 2 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する調査事務の一部を地方公共団体に委託することができる。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 基金における通則法第四十四条第一項 ただし書の規定の適用については、同項 ただし書中「第三項 の規定により同項 の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項 ただし書の納付金の納付に関し必

要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び奄美群島振興開発債券)

第二十条 基金は、第十七条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 5 基金は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行の事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 7 前各項に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第二十一条 基金は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四節 雑則

(報告及び検査)

第二十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 通則法第六十四条第二項及び第三項の規定は、前項の立入検査について準用する。

(主務大臣等)

第二十三条 この章及び第六章並びに基金に係る通則法における主務大臣は、国土交通大臣及び財務大臣とする。

- 2 前条第一項及び基金に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。
- 3 この章及び基金に係る通則法における主務省は、国土交通省及び財務省とする。
- 4 基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(鹿児島県が処理する事務)

第二十四条 この章及び基金に係る通則法 の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、鹿児島県知事が行うこととすることができる。

(国家公務員宿舎法 の適用除外)

第二十五条 国家公務員宿舎法 (昭和二十四年法律第百十七号) の規定は、基金の役員及び職員には適用しない。

(通則法 の特例)

第二十六条 基金における通則法第二十九条第一項 の規定の適用については、同項 中「三年以上五年以下」とあるのは、「五年」とする。

2 基金の通則法第二十九条第二項第一号 に規定する中期目標の期間の最初の事業年度の通則法第三十一条第一項 に規定する年度計画に係る同項 の規定の適用については、同項 中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

3 通則法第三十五条 の規定は、基金については、適用しない。

第五章 雑則

(政令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十八条 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

以下、略

奄美群島振興開発特別措置法施行令 (昭和二十九年八月十三日政令第二百三十九号)

最終改正：平成二三年七月一日政令第二〇三号

内閣は、奄美群島復興特別措置法 (昭和二十九年法律第百八十九号) 第八条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特別の助成)

第一条 奄美群島振興開発特別措置法 (以下「法」という。) 第六条第一項 に規定する政令で定める事業は、別表第一に掲げる事業とし、同項 に規定する政令で定める割合は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる割合とする。

2 法第六条第一項 に規定する事業に係る経費については、当該事業に係る事務を所掌する各省各庁の長 (財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 第二十条第二項 に規定する各省各庁の長をいう。) は、毎年度、法第六条第二項 の規定による国の負担又は補助の割合が確定している場合を除き、同条第一項 の規定による国の負担又は補助の割合によつて算定したその年度の国の負担金又は補助金の額を交付するものとする。

3 前項の規定により法第六条第一項 の規定による国の負担又は補助の割合によつて算定した国の負担金又は補助金の額を交付した場合において、同条第二項 の規定が適用されることとなつたときは、同項 の規定による国の負担又は補助の割合によつて算定したその年度の国の負担金又は補助金の額と前項の規定により交付した額との差額は、その年度の翌年度 (特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、その年度の翌々年度) に交付するものとする。

4 法第六条第三項 に規定する政令で定める事業は、別表第二に掲げる事業とし、同項 に規定する政令で定める交付金は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる交付金とする。

5 法第六条第三項 の規定により算定する交付金の額は、別表第二に掲げる事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項 又は第二項 の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合として別表第一に掲げる割合を参酌して総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

6 法第六条第五項 に規定する政令で定める事業は、別表第三に掲げる事業で、奄美群島の地理的及び自然的特性その他の特殊事情により、奄美群島において国の補助を受けて行う必要があると認められるものとする。

(診療所の設置等に係る費用の範囲)

第二条 法第六条の三第五項 の規定による補助は、同項 に規定する事業につき鹿児島県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額について行うものとする。

(委員の任期)

第三条 奄美群島振興開発審議会 (以下「審議会」という。) の委員で、学識経験のある者のうちから任命されるものの任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(議事の手続)

第四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第五条 審議会に、幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関及び鹿児島県の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土政策局特別地域振興官において処理する。

(審議会の運営の細目)

第七条 第三条から前条までに定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象)

第八条 法第十七条第三号 に規定する政令で定める事業は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十一条第一号 に規定する施設において分みつ糖を製造する事業とする。

(業務を委託する金融機関)

第九条 法第十八条第一項 に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

(毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法)

第十条 法第十九条第一項 の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項 ただし書の政令で定めるところにより計算した額（以下「毎事業年度において国庫等に納付すべき額」という。）は、同項 に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

2 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第十九条第一項 の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項 ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該毎事業年度において国庫等に納付すべき額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。

3 前項に規定する出資金の額は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じた事業年度の

開始の日における政府及び地方公共団体からの出資金の額（同日後当該事業年度中に政府又は地方公共団体から基金に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

（納付金の納付の手続）

第十一条 基金は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じたときは、法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項 ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する金銭（以下「納付金」という。）の計算書に、当該事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣及び基金に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（納付金の納付期限）

第十二条 納付金は、当該事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫に納付すべき納付金の帰属する会計）

第十三条 国庫に納付する納付金については、第十条第二項の規定により国庫に納付する納付金の額を政府の一般会計及び財政投融资特別会計の投資勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十六条第十五号 の規定による廃止前の産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）に基づく産業投資特別会計の産業投資勘定及び特別会計に関する法律附則第六十七条第一項第二号 の規定により設置する産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。次項において同じ。）からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計及び財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計及び財政投融资特別会計の投資勘定からの出資金の額（同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定から基金に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

（奄美群島振興開発債券の形式）

第十四条 奄美群島振興開発債券は、無記名利札付きとする。

（奄美群島振興開発債券の発行の方法）

第十五条 奄美群島振興開発債券の発行は、募集の方法による。

（奄美群島振興開発債券申込証）

第十六条 奄美群島振興開発債券の募集に応じようとする者は、奄美群島振興開発債券申込証にその引き受けようとする奄美群島振興開発債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある奄美群島振興開発債券（次条第二項において「振替奄美群島振興開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならない。
- 3 奄美群島振興開発債券申込証は、基金が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。
 - 一 奄美群島振興開発債券の名称
 - 二 奄美群島振興開発債券の総額
 - 三 各奄美群島振興開発債券の金額
 - 四 奄美群島振興開発債券の利率
 - 五 奄美群島振興開発債券の償還の方法及び期限
 - 六 利息支払の方法及び期限
 - 七 奄美群島振興開発債券の発行の価額
 - 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
 - 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
 - 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（奄美群島振興開発債券の引受け）

- 第十七条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が奄美群島振興開発債券を引き受ける場合又は奄美群島振興開発債券の募集の委託を受けた会社が自ら奄美群島振興開発債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。
- 2 前項の場合において、振替奄美群島振興開発債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替奄美群島振興開発債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を基金に示さなければならない。

（奄美群島振興開発債券の成立の特則）

- 第十八条 奄美群島振興開発債券の応募総額が奄美群島振興開発債券の総額に達しないときでも奄美群島振興開発債券を成立させる旨を奄美群島振興開発債券申込証に記載したときは、その応募総額をもつて奄美群島振興開発債券の総額とする。

（奄美群島振興開発債券の払込み）

- 第十九条 奄美群島振興開発債券の募集が完了したときは、基金は、遅滞なく、各奄美群島振興開発債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

- 第二十条 基金は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、奄美群島振興開発債券につき社債等振替法 の規定の適用があるときは、この限りでない。
- 2 各債券には、第十六条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(奄美群島振興開発債券原簿)

第二十一条 基金は、主たる事務所に奄美群島振興開発債券原簿を備えて置かなければならない。

2 奄美群島振興開発債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 奄美群島振興開発債券の発行の年月日
- 二 奄美群島振興開発債券の数（社債等振替法 の規定の適用がないときは、奄美群島振興開発債券の数及び番号）
- 三 第十六条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項
- 四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第二十二条 奄美群島振興開発債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、基金は、これに応じなければならない。

(奄美群島振興開発債券の発行の認可)

第二十三条 基金は、法第二十条第一項 の規定により奄美群島振興開発債券の発行の認可を受けようとするときは、奄美群島振興開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 奄美群島振興開発債券の発行を必要とする理由
- 二 第十六条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
- 三 奄美群島振興開発債券の募集の方法
- 四 奄美群島振興開発債券の発行に要する費用の概算額
- 五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 作成しようとする奄美群島振興開発債券申込証
- 二 奄美群島振興開発債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
- 三 奄美群島振興開発債券の引受けの見込みを記載した書面

(鹿児島県が処理する事務)

第二十四条 法第四章 及び基金に係る通則法 の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務のうち、通則法第六十四条 の規定による基金に対する報告徴収及び検査に関するものは、鹿児島県知事が行う。ただし、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

(書類の提出)

第二十五条 基金が提出する認可に関する申請書その他法若しくは通則法 又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

(事務の区分)

第二十六条 前二条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

以下、略

奄美群島振興開発基本方針の概要(21.6.16告示)

I 序 文

今後の奄美群島の振興開発においては、引き続き自立的発展に向けて、地域主体の取組の定着を図りつつ、所得水準をはじめとする経済面・生活面で存在する本土との諸格差等の様々な課題に対応していく必要がある。

II 奄美群島の振興開発の意義及び方向

1 奄美群島の役割

奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による様々な不利性を抱えているが、他方で、他の地域にない風土的な魅力や資源に恵まれており、我が国にとって重要な役割を担っている。

2 振興開発の意義

奄美群島の果たしている種々の重要な役割を維持しながら、奄美群島の振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、ひいてはその自立的発展に結びつけていくことは、我が国全体の経済の発展と国民の福祉の向上に有益である。

3 振興開発の方向

振興開発計画に基づく事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

- (1) 島ごとの特性を活かした産業の発展による雇用機会の拡大
- (2) ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進
- (3) 環境保全
- (4) 地域主体の取組の定着優位性への転換と奄美群島の魅力の増進

この際、沖縄との調和のとれた発展の観点から沖縄振興施策との調和を考慮。

また、自立的発展を着実に進めるため、明確な目標を振興開発計画で示し、具体的かつ総合的な評価を行う。

III 奄美群島の振興開発を図るための基本的事項

- 1 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発
- 2 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進 (新規事項)
- 3 観光の開発
- 4 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保
- 5 生活環境の整備
- 6 保健衛生の向上
- 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進
- 8 医療の確保等
- 9 防災及び国土保全に係る施設の整備
- 10 自然環境の保全及び公害の防止
- 11 教育及び文化の振興
- 12 国内及び国外の地域との交流の促進
- 13 奄美群島内の振興開発に寄与する人材の育成
- 14 奄美群島の振興開発に係る(独)奄美基金、事業者、住民、NPOその他の関係者間における連携及び協力の確保 (新規事項)

奄美群島振興開発基本方針

I 序文

昭和28年12月に我が国に復帰した奄美群島については、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国及び関係地方公共団体や地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。

しかしながら、奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、それらを克服するための取組を実施する必要がある。また、本土や沖縄との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されており、さらに、高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題を含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。

一方、奄美群島は、広大な圏域の亜熱帯地域に位置することから、亜熱帯性・海洋性の豊かな自然環境や世界に類を見ない貴重な野生動植物を有する自然的特性、また、島唄に代表される多様で個性的な伝統文化等の文化的特性、加えて、長寿・癒しの島等の社会的特性など他の地域にない風土的な魅力と資源に恵まれている。奄美群島の地理的、自然的条件等はこれまで不利性として捉えられてきたが、視点を変えれば、奄美群島の自然的特性や文化的特性、社会的特性などは、国の宝ともいふべき他の地域にない魅力と資源であるからこそ、優位性として捉えなおすことができるものである。

今後、奄美群島における地域振興を進めるに当たっては、格差是正の進展のみならず、優位性を伸ばすという視点を明確にして、必要な基盤施設の整備を進めるとともに、これをいかし、地域の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、その優位性の発想に基づく地域振興を進め、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換する必要がある。

このような背景の下、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号。以下「法」という。）が改正され、奄美群島の自立的発展に資することが法目的に追加されるとともに、引き続き格差の是正を図ることに加え、これまで不利性として捉えられてきた特性を優位性として伸ばしていくという方向性が明確にされたところである。また、地域住民の意思を地域振興に反映させるため、島ごとの特性（文化、風土等）の相違を踏まえ、地元発意による地域の個性と地元の創意をいかした、地元の自助努力による主体的な地域づくりを行うための計画体系の改正が行われ、国及び地方公共団体は、地域間交流の促進や人材育成等について適切な配慮をすることとされたところである。

本基本方針は、法第2条に基づき、国が考える奄美群島の振興開発の意義及び方向を示すとともに、鹿児島県及び関係市町村が振興開発計画の策定を行うに当たっての指針となるべき基本的事項について定めたものである。

関係市町村においては、本基本方針の趣旨を十分踏まえて、地域住民、関係団体等多様な主体の参画の下で振興開発計画案の策定を行うことが期待される。また、鹿児島県

においては、本基本方針に基づき、市町村の作成する振興開発計画案の内容をできる限り反映させつつ振興開発計画を策定するものとする。

II 奄美群島の振興開発の意義及び方向

1 奄美群島の役割

奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による様々な不利性を抱えているが、他方で、他の地域にない風土的な魅力や資源に恵まれており、我が国にとって重要な役割を担っている。

(1) 豊かな自然環境

奄美群島は、亜熱帯地域としては世界でも雨の多い特殊な気象条件下にあり、また、太古の時代に大陸や日本列島から隔絶されたことから、固有種や希少種など、貴重な野生動植物が生息しているほか、美しいさんご礁の海や亜熱帯性の森など多様な自然が残っており、国立公園にも指定されている。このように、奄美群島は学術的にも価値の高い地域であり、我が国の多様な自然環境の形成・維持に大きな役割を果たしている。

(2) 多様で個性的な伝統文化等

奄美群島では、古くから中国・琉球等の影響を受けながら、個性豊かな独自の文化が形成されてきており、島唄や八月踊りなど、固有の伝統行事や民俗文化財等が受け継がれている。近年、これらの伝統文化は、全国的に広く知られるようになっており、我が国の文化・地域社会の多様性の維持・増進を通じて、国民生活の充実に貢献している。

(3) 長寿・癒しの島

奄美群島は、温暖な気候、生活に密着した伝統・文化、豊かで個性的な食文化など、健康・長寿・癒しに関連の深い多様な資源を有しており、平成15年9月現在の人口10万人当たりの100歳以上の者は約66人と、沖縄県（約42人・都道府県別で全国1位）よりも高い水準にある。

奄美群島の長寿・癒しの島としての特性は、国民に対するゆとりと潤いのある生活の提供を通じて、豊かな国民生活の実現に役立っている。

(4) 海洋資源の利用等

奄美群島は、南北約200kmの広大な海域に点在して排他的経済水域を保全し、また、その海岸線の延長は870kmに達し、美しいさんご礁で囲まれた島々が連なり、海洋や自然とのふれあいを求める国民の志向ともあいまって、観光資源としての役割が期待されている。さらに、沖合の黒潮の影響で、回遊性魚類も数多く見られるほか、周辺海域には天然礁が多く存在するため、好漁場が形成されており、良質な食料の安定的な供給に貢献している。

2 振興開発の意義

奄美群島においては、我が国への復帰以降、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が講じられ、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から隔絶した外海離島という地理的条件、台風常襲地帯などの厳しい自然的条件下にあって、本土や沖縄との間に所得水準を始めとする経済面・生活面での諸格差がまだまだ残されており、奄美群島の自立的発展に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

また、奄美群島の野生動植物は、他の地域では見られない貴重でかけがえのないものであり、我が国の多様な自然環境の形成・維持に貢献していることにかんがみれば、その豊かな自然環境を保全していくことは、我が国にとって意義のある取組である。

さらに、奄美群島の個性的な伝統文化や癒し・長寿の島としての特性は、我が国の文化・地域社会の多様性の維持・増進や、国民に対するゆとりと潤いのある生活の提供などを通じて、国民生活の充実に役立っており、このような地域社会を維持していくことは、社会全般にとっても有益である。

加えて、奄美群島の存在そのものが、排他的経済水域等の保全や船舶の航行や操業漁船の安全の確保など多面的な役割を果たしており、今後とも、奄美群島の地域社会を、人々が安定的に生活できる場として維持していくことには大きな意義がある。

したがって、このような奄美群島の果たしている種々の重要な役割を維持しながら、奄美群島の振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、ひいてはその自立的発展に結びつけていくことは、我が国全体の経済の発展と国民の福祉の向上に有益である。

3 振興開発の方向

今後の奄美群島の振興開発に当たっては、引き続き社会基盤・生活基盤の整備を推進し、基礎条件の改善に努めるとともに、奄美群島の自立的発展に向けて、奄美群島の魅力と資源を活用した産業振興策、将来の奄美群島を担う人材の育成等の施策の推進が必要である。

このため、本基本方針及び鹿児島県が定める振興開発計画に基づく各般の事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

(1) 優位性への転換と奄美群島の魅力の増進

奄美群島の地理的、自然的条件等は、これまで克服すべき、又は甘受しなければならぬ不利性の要因として捉えられてきたが、奄美群島は、世界に類を見ない貴重な野生動植物に代表される自然的特性、島唄などの多様で個性的な伝統文化等の文化的特性、長寿・癒しの島等の社会的特性を有している。

これまで不利な条件として捉えられてきた特殊事情も、このように視点を変えれば、他の地域にはない魅力と資源を奄美群島の優位性として捉えることができることから、優位性の発想に基づき、これらの特性をいかした内発的産業の振興を図るなど、地域の活性化に結びつけていく。

(2) 地域の発意と創意工夫の活用

貴重な野生動植物に象徴される独自の自然環境、個性豊かな伝統文化など、奄美群島の魅力と資源を発掘し、これを地域の活性化や自立的発展につなげていくためには、これらの資源についての詳細な知識と地域振興に向けた強い意欲を併せ持った住民の積極的な参画が必要であり、また、振興開発に当たっては、地元が受動的な立場から能動的な立場に変わることを認識することが必要である。

このため、行政機関を始め、観光協会・商工会などの関係団体が連携を強化するとともに、個々の住民が、奄美群島の住民としての自覚と誇りを持つよう、自主的かつ地域ぐるみで今後の奄美群島の振興開発のあり方を考える気運の醸成を図るなど、住民の発意と創意工夫を引き出し、具体的な振興開発施策に結びつけていく。

(3) 島ごとの特性に応じた振興開発の推進

奄美群島は、島ごとに降水量などの気象条件に相異があるほか、地形や文化、産業等も異なっていることから、地元の創意工夫をいかしつつ、島ごとの地理的・自然的特性、人口及び産業の集積の状況その他の特性に応じた振興開発を図っていく。また、振興開発計画の策定に当たり、鹿児島県は、奄美群島内の市町村に対しての提出を求めることとされているが、その際、複数の市町村による共同での案の提出も可能となるよう措置されているため、島内に複数の市町村がある場合に、その島の独自性をいかした計画案を共同で作成・提出することなどが期待される。

(4) 地元主体の自主的な地域づくりの推進

今後、奄美群島の自立的発展を促進するためには、地元の発意・創意工夫をいかした振興開発が必要であるが、あわせて、地元が主体性を発揮し、自助努力により、公共事業だけに依存しない、足腰の強い地域づくりを進めていくことも重要である。

あわせて、地元主体の自主的な地域づくりのための、より効果的な支援方策についても検討する。

(5) ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進

奄美群島の特性をいかした地域の主体的な取組を支援し、地域が抱える諸課題を克服しつつ、新たな産業の育成や観光の開発等による地域の自立的発展に向けた環境づくりを推進するため、ソフト施策とハード施策を一体的に実施する総合的な取組を展開する。また、これまで整備されてきた社会基盤についても、ソフト・ハード両面からの取組を進めることで、一層の効果が期待される。

III 奄美群島の振興開発を図るための基本的事項

奄美群島の振興開発に関する各分野についての基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の事業の実施に当たっては、国、鹿児島県、奄美群島内の市町村、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努めるものとする。

なお、振興開発計画は、地元の発意と創意工夫を取り入れて作成されるものであるため、振興開発の意義及び方向に合致するものであれば、以下に記載のない事項についても、振興開発計画に記載することを妨げるものではないことに留意する必要がある。

1 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

(1) 地域資源を活用した産業の振興

奄美群島は、特殊な自然環境、個性豊かな伝統文化、長寿・癒しの島としての特性など、他の地域にない風土的な魅力と資源を有している。地域の自立的発展に向けた振興開発を推進するためには、これらを最大限に活用した産業の振興が重要である。このため、地元主体の産業振興の取組に対し、ソフト施策による需要開拓・地域資源発掘等の支援、課税の特例措置、平成16年10月に独立行政法人化される奄美群島振興開発基金の活用など、必要な支援を行う。

また、大島紬や黒糖焼酎等の在来の産業についても、奄美群島内外の市場における競争力の強化、情報化への対応、流通体制の強化等に努める。

なお、奄美群島振興開発基金については、自律的かつ効率的な運営を行うとともに、産業の振興に必要な業務の充実強化に努める。

(2) 農林水産業の振興

奄美群島は、大消費地が遠いことや台風の常襲地帯に位置すること等の不利性を有しているが、冬期も温暖な亜熱帯性気候帯に属しており、周辺に良好な漁場が多いこと等の有利性も有しており、このような地域の特性に十分対応した農林水産業の振興を図ることが重要である。そのため、奄美群島の地理的・自然的特性に対応した農林水産業生産基盤の強化や基幹作物であるさとうきびの生産対策、特殊病害虫対策等を促進する。また、それぞれの島の特性に合った流通体系を確立し、輸送コストの低減と販路の拡大を図る。

さらに、島ごとの特色ある農林水産物、本土の端境期に出荷する作物等地域特性をいかした特産物の開発及び普及並びに生産、流通、消費の増進を図るとともに、奄美群島の豊かな自然環境等の観光資源をいかし、観光業と連携した取組を推進する。

2 観光の開発に関する基本的な事項

観光は、奄美群島の地理的・自然的特性等の魅力と資源を最も直接的にいかすことができる産業である。このため、奄美群島の亜熱帯性・海洋性の豊かな自然、世界に類を見ない貴重な野生動植物、島唄等に代表される多様で個性的な伝統文化及び長寿・癒し等の魅力ある地域特性を観光資源として奄美群島内外に強くアピールし、その魅力を最大限に活用した体験・滞在型観光を推進するとともに、住民と行政による良質のサービスの提供、農林漁業との連携や奄美群島内外との交流活動の推進等を図りながら、島ごとの独自性を重視した総合的な観光の開発に努め、リピーターの増加と観光地としての評価の向上を図る。

また、エコツーリズムは、今後有望な観光の一形態であるが、その推進については、

観光の開発と将来にわたり継承すべき貴重な自然環境の維持との両立に十分配慮して取り組むものとする。

3 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

(1) 交通の確保

道路、港湾、空港等の交通施設は、奄美群島の住民の生活圏の維持、人の往来・物流の活発化を通じた地域経済の活性化を図っていく上での重要な生活・産業の基盤である。

このため、奄美群島の景観にも配慮しつつ、安全かつ安定的な輸送のために必要な交通基盤の整備を推進するとともに、奄美群島と本土との間及び奄美群島内の航空路線・離島航路の安定的な運航の確保に努める。

(2) 通信の確保

高度情報通信ネットワークは、奄美群島の地理的制約を克服する上で極めて有効な手段であり、医療や教育のほか、特産品のPRや販路拡大など、奄美群島の魅力を広く知らしめることが可能となる。

このため、奄美群島において情報通信ネットワークの整備等を進め、住民生活の利便性の向上、産業の振興等を図るための通信体系の充実に努める。

4 生活環境の整備に関する基本的な事項

生活様式の変化や住民のニーズの高度化に対応した快適な生活環境の形成は、若年層やI・Uターンにより奄美群島に居住しようとする人々の生産・定住意欲を促進し、奄美群島の活性化を図る上で重要である。

このため、生活基盤の整備について、生活用水の安定確保、公共下水道の整備、道路・都市公園の整備、公営住宅の整備等により、良好な居住環境の整備を推進し、やすらぎとうるおいのある生活空間の形成を図るとともに、環境に優しい循環型社会を形成するため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等の適正処理を促進する。

5 保健衛生の向上に関する基本的な事項

奄美群島は、長寿・癒しの島としての社会的特性を有していることから、その要因について研究するとともに、その豊かな地域資源をいかし、保健、医療及び福祉の連携による総合的な健康づくりへの取組を促進する。

また、住民の生活や農林業の振興にとって大きな阻害要因となっているハブの駆除対策及び咬症対策を促進する。

6 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

奄美群島では、高齢化が進み、医療や介護の需要が高まってきていることに対応し、地域の実情や高齢者のニーズに合った高齢者福祉の充実や、高齢者が地域社会の一員として安心して自立した生活を送ることができる長寿社会づくりを推進する。

また、相互扶助の気風が強いことなど、奄美群島の特性をいかした子育ての環境整

備や、障害者が社会活動へ積極的に参加するために必要な支援等の障害者福祉対策など、地域ぐるみの福祉環境の整備を促進する。

7 医療の確保等に関する基本的な事項

奄美群島には、依然として無医地区が存在するなど医療水準が十分でなく、本土から隔絶した外海に位置するという特殊事情から、必要な医師の確保や診療所等の施設の充実、島外への救急患者の輸送の対応など、医療体制の充実は重要な課題である。

このため、中核的な病院による支援・協力体制の構築、遠隔医療支援システム等の活用、医師・看護師の確保等により、必要な医療水準の確保を図る。

8 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

奄美群島は、台風の常襲、梅雨時期の集中豪雨に加え、近年、地震活動が活発であり、自然災害の発生しやすい状況下にある。

このため、防災及び国土保全施設の整備や自主防災組織の育成など防災対策等の推進に努める。

9 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項

(1) 自然環境の保全

奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の温暖な気候に恵まれ、優れた景観、貴重な野生動植物や美しいさんご礁など多彩で豊かな自然環境を有しており、世界的にも高く評価されている。このため、奄美群島固有の野生動植物の保護及び増殖、外来生物の排除並びに国立公園の適正な保全及び利用の推進を図りつつ、世界自然遺産の推薦を目指す。また、各種事業の実施に当たっては、奄美群島の生態系や天然の景観を損なわないように、人と自然との共生、周囲の自然環境との調和等に努める。

(2) 公害の防止

公害の発生を未然に防止し、良好な生活環境を維持し、奄美群島独特の豊かな自然環境を保全するため、大気及び水質の保全、騒音の防止に努めるとともに、廃棄物等の排出抑制や適正処理の推進、環境への負荷の少ない農業の推進等に努める。

10 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

(1) 教育の振興

奄美群島の自立的発展を促進するためには、学校教育や社会教育の充実・向上を図るとともに、生涯学習の場を増やすことにより、奄美群島の将来を担う人材を育成していくことが必要である。

このため、奄美群島特有の魅力ある地域資源をいかした体験学習や本土との子供達の交換留学等を取り入れるなど、地域の特性に応じた教育を進めるとともに、公立学校施設の整備・充実を図るなど、必要な教育環境の整備を推進し、創造性豊かな人材の育成を図る。

あわせて、地域に開かれた学校づくりを進め、多様化・高度化する地域住民の学習ニーズに対応した生涯学習社会の形成や社会教育活動の促進に努める。

(2) 文化の振興

奄美群島の固有の伝統行事や民俗文化財等を後世に受け継いでいくためには、地域住民の間でその保存・伝承に努めるとともに、こうした固有の文化に対する国民の理解を深めることが必要である。

このため、本土の人々も含めて、これらの伝統文化にふれあう機会を積極的に設けるとともに、学校教育や生涯学習の場において、伝統文化の保存、伝承の促進に努める。

11 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

奄美群島の魅力をいかし、奄美群島の自然、文化、歴史等の研究等の目的で来島する人々や定住者を拡大することは、経済・文化面での交流の活性化を促し、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、奄美群島の自立的発展を促進する上で非常に重要である。

このため、奄美群島を博物館と見立てて、産業、観光、文化等を総合的に振興する構想を定め、奄美群島の魅力や役割をPRするとともに、観光客との交流を推進する。

また、これらの取組を通じて、奄美群島の住民が気付いていなかった地域資源の発掘を図るとともに、国内外の地域との交流活動に取り組み、相互理解を深めることにより、双方の地域の発展を促進する。

加えて、都市部の子供達が奄美群島の豊かな自然環境や個性豊かな伝統文化を有する地域社会の中で過ごすことは、日頃得られない貴重な経験となるものであり、同時に、奄美群島の役割が広く認知される機会となることから、修学旅行や体験学習の場としてPRしていくことも重要である。

また、今後も、観光拠点を結んだネットワークの形成、固有の伝統芸能を通じた文化交流、気象的条件が類似している農林水産業の技術交流など諸分野での沖縄との交流を推進する。

12 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項引き続き奄美群島と本土との格差の是正を図るとともに、奄美群島の独特の豊かな自然環境等をいかした地域主体の振興開発を推進することとしているが、その場合、振興開発の担い手となる人材の育成が不可欠である。

このため、外部との交流の機会の増加等により、個々の住民の意識の向上を図るとともに、地域おこしに対する意欲を持ち、本土の人々や観光客の視点を持って奄美群島の振興開発に当たることのできる人材の育成を図る。また、住民主体の地域の活性化に向けた気運を醸成するための取組を行う。

さらに、奄美群島の自然、歴史、文化等についての研修の実施による観光客に対応し得るガイド能力を有する人材の育成や、各種の技術習得のための研修の実施による産業の担い手の育成等に取り組む。

奄美群島振興開発計画のポイント（21.10.7決定）

1 計画の性格

- ・ 奄振法に基づいて策定する総合的な振興開発計画
- ・ 今後の振興開発の方向と各島における振興方策を明らかにする。
- ・ 地元の市町村や住民，関係機関・団体等が一体となって，自立的発展を目指していくための基本となる。

2 計画の期間

平成21年度～平成25年度（5か年間）

3 計画の目標

「人と自然が織りなす癒しの島・奄美の創造」による「奄美群島の自立的発展及び豊かな住民生活の実現」並びに「我が国経済の発展及び国民福祉の向上に寄与」

4 計画の内容

(1) 振興開発の方向

平成20年3月に取りまとめた「奄美群島振興開発総合調査」で示している次の5つの柱を基本とする。

- ア 地域の特性を生かした産業の展開
- イ 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開
- ウ 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり
- エ やすらぎとうるおいのある生活空間づくり
- オ 群島内外との交流ネットワークの形成

(2) 島別の計画

前計画（平成16年度～20年度）と同様に，島ごとの特性に応じた振興開発が図られるよう，それぞれの島ごとに取り組むべき施策を示す。

(3) 計画事項等の追加

改正された奄振法及びそれに基づき国が策定した基本方針を踏まえて，

- ① 「雇用機会の拡充など就業の促進」に関する施策を追加
- ② 計画実現の方策として，「群島民との協働」，「関係機関との連携・協力」を推進すべき旨を明示
- ③ 施策・事業の効果を評価するために，数値目標を設定するとともに，計画期間終了年度の前年度に行う奄美群島振興開発総合調査において，同目標の進捗状況に関する評価・検証を行う旨を明示

(4) 島別振興方策

群	<p>① 新規就農者の育成や認定農業者等の担い手の確保・育成を推進する。</p> <p>② 担い手の確保が困難な地域にあつては、企業等の農業参入を推進し、耕作放棄地の解消・発生防止を図る。</p> <p>③ さとうきび増産計画に沿って、収穫面積の維持・拡大に努めるとともに、適期管理等により単収の向上を図る。</p> <p>④ 肉用牛については、低コストで高品質な肉用子牛生産等の推進を図る。</p> <p>⑤ 黒糖焼酎については、消費者ニーズに合った商品開発など、多様な商品づくりを促進する。</p>
島	<p>新⑥ 地域求職者雇用奨励金や地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進する。</p> <p>⑦ 特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を活用する奄美ミュージアムの取組を促進する。</p> <p>⑧ グリーン・ツーリズム，エコツーリズムなど，体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。</p> <p>⑨ 観光ボランティアガイドやエコツアーガイド等の人材育成を促進する。</p>
共	<p>新⑩ 世界自然遺産登録の早期実現を図るため，気運の醸成や国立公園等の保護地域の指定推進，希少野生生物保護対策等に取り組む。</p> <p>⑪ 良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに，自然再生型公共事業の検討・採用に努める。</p> <p>⑫ 豊かな自然，美しい景観を生かし，自然災害等に強い住まいづくり・まちづくりを促進する。</p> <p>⑬ 「あまみ長寿・子宝プロジェクト」の事業成果の活用を図り，「長寿・子宝・癒しの島 あまみ」の積極的な情報発信に努める。</p> <p>⑭ 重症救急患者等の救急搬送体制の強化を図る。</p>
通	<p>新⑮ 石油製品等の流通合理化に向けた検討を行い，運送コストの低減や安定供給基盤の強化を図る。</p> <p>新⑯ 航空路線の維持を図るとともに，航空運賃の軽減による住民の生活利便性の向上，観光の振興等を図る。</p> <p>⑰ 地上デジタル放送への円滑な移行を促進する。</p> <p>新⑱ 団塊世代，若年層等の交流・移住の促進を図るため，移住相談窓口体制置など，NPO法人等と一体となって受入態勢の整備を図る。</p>

※ 概ね奄美群島全体を対象とした施策を掲げているが，個別の事業については，必ずしも全島で実施されるものではない。

<p>奄 美 大 島</p>	<p>① たんかん、マンゴー等については、品質の向上に努めるとともに、集出荷施設等の整備を進め、産地拡大を図る。</p> <p>新② 地域唯一の青果物卸売市場である奄美市公設地方卸売市場については、近代的な施設への整備を促進する。</p> <p>③ 森林の保全と利用の調和を図りながら、効率的かつ安定的な生産体制の整備を図るとともに、建築内装材等への木材利用を促進する。</p> <p>④ 「本場奄美大島紬」の地域団体商標を有効活用し、ブランド価値を高めながら、産地直接販売や販路新規開拓の推進を図る。</p> <p>⑤ 工業用地の確保や税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、雇用力のある優良企業等の立地推進に努める。</p> <p>⑥ 避粉地ツアーやタラソ奄美の竜宮を活用した癒し健康体験など、ヘルスツーリズムによる新たな観光産業の創出に努める。</p> <p>新⑦ スポーツ合宿の誘致促進を図るため、スポーツ施設の整備・充実を促進する。</p> <p>⑧ クルーズによる観光交流を振興するため、国内外からの大型観光船を受け入れる環境を整備するとともに、航路の維持、開発に努める。</p> <p>新⑨ 大島海峡や焼内湾等で養殖が行われているクロマグロと観光を結びつけた取組を促進する。</p> <p>⑩ アマミノクロウサギ等の希少野生生物のロードキル対策や野生化ヤギ等の防除、ノイヌ・ノネコ対策に努める。</p> <p>⑪ 奄美サテライト教室の受講科目の拡充等のため、広報活動の強化を促進するなど、奄美における高等教育機能の充実に努める。</p> <p>⑫ 名瀬港本港区については、ウォーターフロント再開発による都市機能の向上を図る。</p> <p>新⑬ 光ファイバやADSL，無線，CATVなど，地域の特性に応じたブロードバンド基盤の整備と利活用を促進する。</p> <p>⑭ 携帯電話の不感地域の解消を図る。</p>
----------------------------	--

<p>加 計 呂 麻 ・ 請 ・ 与 路 島</p>	<p>① さとうきびの安定生産，キクなど収益性の高い施設園芸，地場向け野菜，放牧経営を基本とした低コストな肉用子牛の生産拡大等を図る。</p> <p>② クロマグロの増養殖技術開発に取り組む（独）水産総合研究センターとの連携を更に進める。</p> <p>③ ソテツの生産体制や集出荷体制を整備するなど，特用林産物の産地づくりを推進する。</p> <p>④ 黒糖や「かけるまきび酢」，自然海塩等の特産品の生産振興を促進するとともに，販路拡大を図る。</p> <p>新⑤ 大島海峡や焼内湾等で養殖が行われているクロマグロと観光を結びつけた取組を促進する。</p> <p>新⑥ ADSLなど，地域の特性に応じたブロードバンド基盤の整備と利活用を促進する。</p> <p>⑦ 携帯電話の不感地域の解消を図る。</p>
<p>喜 界 島</p>	<p>① トマト，キク類等の栽培技術の向上に努めるとともに，平張施設など防風施設等の整備推進，かんがい施設を活用した産地育成を図る。</p> <p>② ごまについては，契約栽培を推進するとともに，省力機械化体系や安定生産技術の確立を図る。</p> <p>③ 特殊病害虫対策については，アリモドキゾウムシやカンキツグリーンング病の根絶に向けた取組を展開する。</p> <p>④ 「本場奄美大島紬」の地域団体商標を有効活用し，ブランド価値を高めながら，産地直接販売や販路新規開拓の推進を図る。</p> <p>⑤ 水道施設の統合整備や新たな水源の確保等を促進するとともに，高度浄水施設等の整備を促進する。</p> <p>⑥ 連携型中高一貫教育を推進する。</p> <p>新⑦ ブロードバンド基盤の利活用と光ファイバの整備など高度化を促進する。</p>

<p>徳 之 島 新</p>	<p>① ため池やダム等を活用した畑地かんがいにより農業用水を確保する。 ② ばれいしょなど野菜については、栽培技術の向上等により、消費地への安定供給及び産地拡大を図る。 ③ 「べにふうき」茶については、消費動向を踏まえた高品質の茶産地育成に取り組む。 ④ 森林の重視すべき機能に応じた森林整備を推進する。 新⑤ スポーツ合宿の誘致促進を図るため、スポーツ施設の整備・充実を促進する。 ⑥ アマミノクロウサギ等の希少野生生物のロードキル対策やノイヌ・ノネコ対策に努める。 新⑦ 光ファイバやADSLなど、地域の特性に応じたブロードバンド基盤の整備と利活用を促進する。 ⑧ 携帯電話の不感地域の解消を図る。</p>
<p>沖 永 良 部 島 新</p>	<p>① 地下ダム等を活用した畑地かんがいにより農業用水を確保する。 ② ばれいしょなど野菜については、栽培技術の向上等により、消費地への安定供給及び産地拡大を図る。 ③ 花きについては、新品種の導入や平張施設の普及等による産地体制の強化に努めるとともに、鮮度保持など輸送体制の強化を図る。 ④ 葉たばこについては、栽培技術の向上及び共同乾燥・貯蔵施設の効率的活用等による省力化を推進することにより、安定生産に努める。 ⑤ スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発等を推進する。 ⑥ 新たな水源確保等を促進するとともに、高度浄水施設等の整備を促進する。 新⑦ 光ファイバなど地域の特性に応じたブロードバンド基盤の整備と利活用を促進する。 ⑧ 携帯電話の不感地域の解消を図る。</p>
<p>与 論 島 新</p>	<p>① 野菜については、さといもなどの優良種苗の導入や栽培技術の向上により、消費地への安定供給及び産地拡大を図る。 ② スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発・放流効果調査を推進するとともに、モズク養殖業の振興を図る。 ③ 工業用地の確保や税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、雇用力のある優良企業等の立地推進に努める。 ④ 修学旅行や観光客の誘致のため、旅行エージェント及び航空会社等との連携による広報・誘致活動の展開を図る。 ⑤ 老朽化した水道施設の更新等を促進する。 ⑥ 連携型中高一貫教育を推進する。 新⑦ 光ファイバによるブロードバンド基盤の整備と利活用を促進する。</p>

施策・事業の効果を評価するための目標

番号	指 標 名		基 準 時		目 標
1	農業産出額		H19年	30,680百万円	36,800百万円
2	認定農業者数		H20.3	1,316戸	1,600戸
3	海面漁業の生産額		H17年	8,756百万円	10,500百万円
4	林業生産額		H19年度	336百万円	400百万円
5	製造品出荷額		H19年	34,815百万円	37,000百万円
6	企業立地	件 数	H20.4	13件	20件
		雇 用 者 数		618人	750人
7	宿泊観光客数		H18年	768千人	1,000千人
8	スポーツ合宿	合 宿 数	H19年度	136団体	200団体
		延べ参加者数		19,552人	30,000人
9	クルーズ船入港	入 港 数	H19年度	9隻	20隻
		乗 客 数		3,359人	7,500人
10	汚水処理人口普及率		H19年度末	60.7%	80.0%
11	医師数（人口10万人当たり）		H18.12	161.1人	175人